

健康保険課 予算書P79 金額 432,400千円

目的

重度精神障がい者の助成対象範囲を拡大することによる、負担の軽減

内容

県は、医療福祉制度(マル福)の、「重度心身障がい者」の助成対象範囲を4月から拡大。
マル福の助成は身体・知的障がいの方は障害年金1級受給又は重度の障害者手帳の所持で助成を受けられるが、精神障がいの方は、障害年金1級受給の方しか受けられなかった。

これにより、精神障害者保健福祉手帳1級は所持しているものの、障害年金1級に該当していない方でも、マル福制度を利用できる。

	重度心身障害者の認定要件		
	障害年金 (1級)	手帳	
		等級(重度)	
身体障害者	○	○	身体障害者手帳1級・2級・3級内部障害
知的障害者	○	○	療育手帳マルA・A
精神障害者	○	×⇒○	精神障害者保健福祉手帳1級

拡大